

大阪市立十三小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月（令和7年4月改定）

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に、在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行い心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学ぶ子・自他を認め合う子・健康で活力のある子」を育成するため、「十三小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

（1）いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が、最も大事であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

（2）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日ごろから児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努める。

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込みず、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

（3）家庭・地域との連携

「学校だより」や「学年だより」等により、子どもたちの活動や学校の取組を広く知らせる。そして、いじめ等に係る学校の考え方を、PTA総会やPTA実行委員会、諸会合、学校ホームページ等で周知する。また、登下校時の見守り活動等を通して、児童の実態の情報交換を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立

- ・チャイムが鳴ったら着席する習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表や聞き方の指導の徹底を図る。

② 「できる・わかる・学ぶことが楽しい」授業づくり

- ・基礎的・基本的な内容を確実に定着できるように個別最適な学びを充実とともに、未知の内容に対して協働して課題解決に向かえる学びを充実する。

③ 指導力向上への取組

- ・全教員が研究授業を年1回以上行い、相互の授業や児童の様子を参観し、学びあい高めあえる機会を設ける。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍できる場づくり

- ・各授業や学校行事・縦割り班でのなかよし活動など、あらゆる機会を通して一人一人が活躍できる場づくりを工夫し、自己有用感を高められるようにする。

② 温かい人間関係を築く

- ・道徳の時間を主として、各教科・領域で話合いやグループ活動等で、相互理解・共感を広げる取組を行うことにより、だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする子どもを育成する。

③ 自信をつけ、自尊感情を高める

- ・「できる」「わかる」をめざした授業を通して、子どもたちが自信をつけ、自尊感情を高められるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の構成

① 道徳教育や学級活動の充実

- ・「人との関わり・いじめについて」の項目に関する指導を「いじめについて考える日」に合わせて実施する。
- ・学級活動の話合いやグループ活動等で、相互理解・共感を広げる取組を行うことにより、だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする子どもを育成する。

② 命の大切さ・互いを思いやる取組

- ・道徳の時間を要として、各教科・領域で「命の授業」を行い、自分たちの成長や周りで支えてくれている人たちへの感謝の気持ちを育成する。

- ③ 「傍聴者」もいじめの加担者であると認識させる指導
 - ・児童朝会や学級活動等において、いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されないことである」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ④ 情報モラルに関する取組
 - ・教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図り、機会をとらえて情報モラルに関する指導を行う。

4. いじめの早期発見

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化

- ・「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という意識を持ち、授業中や学校行事・休み時間・放課後などあらゆる機会を通し、全教職員で児童の様子を見守る。
- ・いじめの兆候が見られた場合は、ただちに管理職・担任・関係職員と連絡を取り合い情報の共有化を図る。また、必要に応じて、職員会議や職員朝会・児童理解研修会等を通して全職員で共通理解を図る。

② 変化の記録

- ・いじめの兆候が見られたら、5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）」を記録し、発見までの経緯や対応、その後の様子などについて把握するようとする。

③ アンケート調査の活用

- ・定期的ないじめ実態調査アンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む。

④ スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用

- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを活用することにより、いじめの早期発見に努める。

⑤ 外部機関との連携

- ・必要に応じて、区役所の子育て支援や子ども相談センターなど外部機関と連携を取り合い、いじめの早期発見・早期解決に努める。

⑥ いじめ相談窓口の周知

- ・教頭を窓口としていじめの通報や情報に対応する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上・児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を管理職・委員会へ報告する体制

いじめと疑われる言動を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴し、管理職に報告する。

その後、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携）

いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を開き、対応方針を決定し、全教職員で共通理解を図り、対応を図る。

③ 被害児童の保護・加害児童の指導

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはつきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくとも、だれかに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤警察などの関係諸機関との連携

必要に応じて、警察など関係諸機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<いじめ対策委員会>

いじめ問題に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置する。基本方針に基づく取り組みの実施、状況・経過の確認を行う。本委員会は、必要に応じて開催する

<構成>

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・当該学級担任・関係教職員、必要に応じて保護者代表としてPTA役員、地域代表として学校協議会、外部専門家としてスクールカウンセラー

<役割>

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに関わる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

[調査]

- ① 児童対象いじめアンケート 年3回（6月・11月・2月）
- ② 保護者対象いじめアンケート 年3回（6月・11月・2月）

[研修会]

- ① 児童理解研修会（毎月実施）
- ② 特別支援教育研修会（6月・10月・2月）
- ③ 人権教育研修会（9月・11月）

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

① 情報発信・啓発

学校だよりや学校ホームページ等により、いじめ問題に関する情報を発信する。

② 学校協議会への提案・協力体制

学校協議会でいじめに対する取り組みについて提案・報告し、いじめ防止対策委員会に参加していただけるよう協力体制を構築する。

(3) 取組内容の検証

① PDCAサイクルの活用、「運営に関する計画」との関連

「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成といじめ問題の取り組みは密接な関係にある。「運営に関する計画」の中間評価・最終評価にむけてPDCAサイクルを活用して検証する。

② 取組評価アンケートの実施や未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法などにより、取組内容を検証する。

7. 重大事案への対処

(1) いじめ事案が、次の状況にある場合は、重大事案として直ちに、校長が大阪市教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する外部調査組織に協力する。

●児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

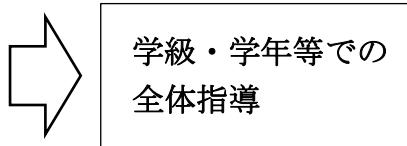
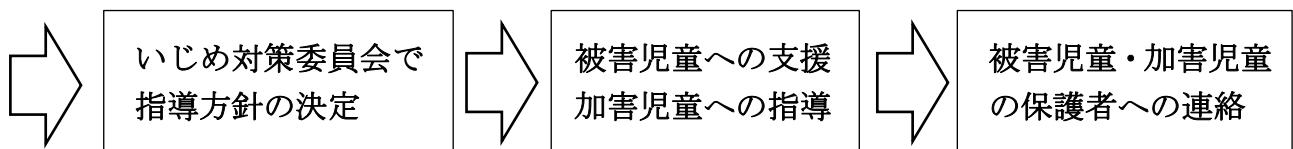
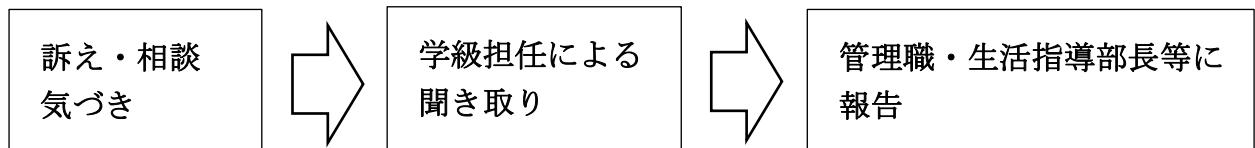
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

●児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が、30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 事案について事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

8. いじめ発見の際の流れ



(資料)

いじめを早期に発見するポイント

(1) 学校で

- 授業中に意欲をなくし、集中力がなくなってきた子はいないか。
- 休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろする子はいないか。
- 教育相談、日記、振り返りカードなどに不安・悩みなどを抱えている子はいないか。
- 保健室に入り出しが多くなっている子はいないか。
- 理由なく欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- 衣服が乱れたり、汚れたり、破れたりしていないか。
- 元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- 教員を避けるようになっている子はいないか。
- グループから急に離れたり、交友関係の変化した子はいないか。
- 常に人の言いなりになっている子はいないか。
- 椅子や机を乱されている子はいないか。
- 机を離されたり、ノートや手紙等を配る際にいやがられている子はいないか。
- 授業中発言をしたら、理由もなく笑われている子はいないか。
- みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている子はいないか。
- 持ち物が続けて隠されている子はいないか。
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだした子はいないか。

(2) 家庭で

- 衣服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。
- 「ケンカ」をしたとか、「ころんだ」とか言って、「あざ」をつくったり、「けが」をしてきた
りすることがないか。
- 金遣いが急に荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。
- 急に口数が少なくなっていないか。
- 独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
- 友だちからの電話で、理由も言わずに家を飛び出すなど、友だちの言いなりになることが増え
ていないか。
- 友だちが急に遊びに来なくなったり、友だちの話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家に
いることが多くなっていないか。
- 友だちや先生に対する不満を口にすることが、最近、多くなっていないか。
- 「しんどい」といって、学校を休みたがったり、遅刻や早退が増えたりしていないか。
- 急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりすることはないか。

記録シート

開催日	年　月　日	
当該児童生徒	年　組　名前	性別
関係児童生徒	年　組　名前 年　組　名前	性別
事案の概要		
いじめ発見以降の対応		
対応の経過・振り返り		
今後の対応		

【留意事項】

記載例

記録シート

記載にかかる留意点

★事実のみを記載する(主観や憶測は×)

【×】理解を得られたと思う
⇒「～～」という発言があった など

開催日	年 月 日	
当該児童生徒	3年 2組 名前 ○○ ○○ (以下A)	女
関係児童生徒	3年 2組 名前 ○○ ○○ (以下B) 4年 1組 名前 ○○ ○○ (以下C) 4年 2組 名前 ○○ ○○ (以下D)	女
	事案の概要	

- ・Aの保護者から担任に「Aが上級生にいじめられている」との相談があった。
- ・担任及び学年主任が、Aに聞き取りを行ったところ、夏休み明けから、クラブ活動において同級生や、上級生から悪口を言われたり、物を隠されたりしているということであった。
- ・Aは、そのことが原因でクラブ活動のある日や縦割り活動のある日は登校を済るようになった。

いじめ発見以降の対応

- ・A及びB,C,Dの個別の聞き取りに加え、周囲の児童からの聞き取りを行う。
- ・A宅への家庭訪問を行い、聞き取り内容を伝え、見守り体制の強化を行うことを伝える。
- ・B,C,D宅への家庭訪問を行い、保護者に事案及び聞き取り内容、今後の学校の対応を伝える。

対応の経過・振り返り

- ・見守り体制を強化した結果、Aは継続して登校できている。B,C,Dも反省のうえ、登校できている。
- ・B,C,Dへの別室指導において、「よくなかったこと」を内省させるとともに、今後の行動について指導を行った結果、繰り返しのいじめは把握していない。
- ・A保護者にAの様子及び関係児童の別室指導の様子を伝え、対応について「引き続きよろしくお願ひします」という旨の発言があった。

今後の対応

- ・全教職員で情報を共有し、見守りを継続する。
- ・全校朝会での校長の講話において、いじめは許されないこと、また困ったことがあれば、すぐに大人に相談してほしいことを伝える。

【留意事項】

- ・A保護者より「謝罪については、Aが今後安心して登校できるよう当人同士で行ってほしい」との要望があった。
- ・B,C,Dに「よくなかったこと」「Aへの関わりを含めた今後の行動」について再確認し、それぞれの担任同席のもと行う予定。(実施予定 ○月○日)

いじめ発見報告書【被害者用】

		(情報受信・記録者 :)
	確 認 項 目	具 体 的 事 実
	認知	学校アンケート・その他()
1	発生日時	令和 年 月 日() :
	聞き取り日時	令和 年 月 日() :
2	事案の主な発生場所	
3	<u>(聞き取り対象児童)</u> <u>被害児童の情報</u>	年 氏名 (男・女)
		【被害児童の思いや発言】
		【家庭のようす・日頃の言動・問題行動等】
4	<u>加害児童の情報</u>	年 氏名 (男・女)
		※集団の場合(氏名を連記)
		【加害児童の思いや発言】
		【家庭のようす・日頃の言動・問題行動等】
5	<u>被害児童からの 聞き取り内容・状況等</u>	【動機・きっかけ・具体的な状況・継続の有無とその長さ 等】
		□別紙「対応記録票」に記載
6	<u>指導の結果</u>	⇒保護者への連絡 (□未 ・ □済)
		「未」の場合、その理由
7	事案解消できているか (3か月以上継続)	□解消の確認 月 日 済

いじめ発見報告書【加害者用】

		(情報受信・記録者：)
	確 認 項 目	具 体 的 事 実
	認知	学校アンケート・その他()
1	発生日時	令和 年 月 日() :
	聞き取り日時	令和 年 月 日() :
2	事案の主な発生場所	
3	<u>(聞き取り対象児童)</u> <u>加害児童の情報</u>	年 氏名 (男・女)
		※集団の場合(氏名を連記)
		【加害児童の思いや発言】
		【家庭のようす・日頃の言動・問題行動等】
4	<u>被害児童の情報</u>	年 氏名 (男・女)
		【被害児童の思いや発言】
		【家庭のようす・日頃の言動・問題行動等】
5	<u>加害児童からの 聞き取り内容・状況等</u>	【動機・きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ 等】
		□別紙「対応記録票」に記載
6	<u>指導の結果</u>	⇒保護者への連絡 (□未 ・ □済)
		「未」の場合、その理由
7	事案解消できているか (3か月以上継続)	□解消の確認 月 日 済